

第 7 1 号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中「足立区長の給料月額及び地域手当の月額の合計額（以下「区長の給料月額等」という。）に 0 . 1 7 9 4 を乗じて得た額」を「2 3 2 , 0 0 0 円」に改め、同表選挙管理委員会の部委員の項中「委員」を「委員長」に、「区長の給料月額等に 0 . 1 7 9 4 を乗じて得た額」を「2 9 0 , 0 0 0 円」に改め、同部委員長の項中「委員長」を「委員」に、「委員の報酬月額に 1 . 2 5 を乗じて得た額」を「2 3 2 , 0 0 0 円」に改め、同表監査委員の部識見選出委員の項中「区長の給料月額等に 0 . 2 3 5 6 を乗じて得た額」を「3 0 4 , 0 0 0 円」に改め、同部議員選出委員の項中「区長の給料月額等に 0 . 1 0 6 4 を乗じて得た額」を「1 3 7 , 0 0 0 円」に改め、同表農業委員会の部委員の項中「委員」を「会長」に、「区長の給料月額等に 0 . 0 3 6 4 を乗じて得た額」を「9 4 , 0 0 0 円」に改め、同部会長の項中「会長」を「委員」に、「委員の報酬月額に 2 . 0 を乗じて得た額」を「4 7 , 0 0 0 円」に改め、同表備考を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬金額を改正する必要があるので、この条例案を提出いたします。